

いじめ防止等対策の取り組みについて

佐世保工業高等専門学校

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。	引き続き年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	2ヶ月に一度、いじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有を行っている。いじめ事案を把握したときは、関係教職員でチームを結成し対応方針を協議した。	引き続き2ヶ月に一度、いじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有を行った。いじめ事案を把握したときは、関係教職員でチームを結成し対応方針を協議した。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	2月にFD研修の一環として、NPO法人ジェントルハートプロジェクトに依頼し、いじめ対策に関する研修会を実施した。	2月にFD研修の一環として、竹口・堀法律事務所に依頼し、いじめに関する法的問題やいじめ対策に関する研修会を実施した。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。	年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。	年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。加えてHPへ掲載し、いつでも閲覧・確認できるようにしている。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	毎月開催される各学科会議・基幹教育科会議において、1~5年生までの担任報告がなされており、その情報はいじめ防止対策委員会にも報告されている。	毎月開催される各学科会議・基幹教育科会議において、1~5年生までの担任報告がなされている。また年度当初の教職員集会や、2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で周知を図った。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	年度当初の教職員集会で周知した。重大事態の調査については「いじめ防止対策委員会規程」で役割を定めている。	年度当初の教職員集会で周知した。重大事態の調査については「いじめ防止対策委員会規程」で役割を定めている。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	各事案ごとにいじめ対策チーム会議を開き、対応について議論し情報共有を図っている。また2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で報告している。	各事案ごとに学生相談室・学科長・担任・学生課等と迅速に情報共有を行った。その内容は2ヶ月に一度のいじめ防止対策委員会で報告した。	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	基本計画、防止プログラム、対処マニュアルを運用しながら、いじめ防止対策委員会メンバーに学生課長を加えるなど、必要箇所の修正を行った。	基本計画、防止プログラム、対処マニュアルの修正点を洗い出し、修正点の検討を実施した。	令和8年1月実施済
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	「いじめを受けている」ことだけでなく、「こころの状態」も調査するアンケートを年4回実施し、気になる学生には面談を実施している。いじめに該当するものについては、いじめ防止対策委員会等で検討、報告している。	引き続き「いじめを受けている」ことだけでなく、「こころの状態」も調査するアンケートを年4回実施し、気になる学生には面談を実施した。いじめに該当するものについては、いじめ防止対策委員会等で検討、報告した。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ防止対策委員会規程によりスクールカウンセラーの役割を定めている。また、カウンセラーが得たいじめに関わる情報は、関係教職員で共有している。	いじめ防止対策委員会規程によりスクールカウンセラーの役割を定めている。引き続きカウンセラーが得たいじめに関わる情報は、関係教職員で共有した。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止プログラムに設定した「いじめ防止啓発週間」(6月)に、長崎県弁護士会に依頼し、弁護士による講話を実施した。	いじめ防止プログラムに設定した「いじめ防止啓発週間」(6月)に、佐世保人権擁護委員協議会に依頼し講話を実施した。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	6月に長崎県弁護士会に依頼して実施した弁護士による講話や、年4回のアンケート調査等により実施している。	6月に佐世保人権擁護委員協議会に依頼して実施した講話や、年4回のアンケート調査等により実施した。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	「いじめ防止啓発週間」に合わせ、学生会総務局中心に「いじめ防止標語」を全学生に募集し、優秀作品の選定、公表を実施した。	「いじめ防止啓発週間」に合わせ、学生会総務局中心に「いじめ防止標語」を全学生に募集し、優秀作品の選定、公表を実施した。	—
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校WEBページ上にいじめ防止対策のための基本方針に関する資料を公開している。	本校WEBページ上にいじめ防止対策のための基本方針に関する資料を公開している。	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	被害者をうけた学生の思いを尊重しながら対応するように努めている。	いじめを受けた学生、いじめを行った学生の聞き取り調査を実施し、その対応についていじめ防止対策委員会での決定に基づき、学生本人や保護者に伝えた。	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和6年度は実施できていない。	令和7年度は実施できていない。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	佐世保地区高等学校等補導連絡協議会に年3回出席し情報共有するなど、警察との連携体制をとっている。	佐世保地区高等学校等補導連絡協議会に加え、佐世保地区中高生徒指導主事会に出席し情報共有するなど、警察との連携体制をとっている。	令和8年2月実施済